別添２

２０１８年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年７月 16 日法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排出水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん、燃え殻、放流水及び周縁地下水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

その結果は次のとおりです。

１　行政検査結果

（１）大気基準適用施設（表１）

検査を行った８施設における排出ガス中のダイオキシン類の測定結果は、全て大気排出基準に適合していました。

（２）水質基準適用事業場（表２）

検査を行った４事業場における排出水中のダイオキシン類の測定結果は、全て水質排出基準に適合していました。

（３）廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表３(1)）

検査を行った２施設における燃え殻のダイオキシン類の測定結果は、全てばいじん等の処理に係る基準値以下でした。

検査を行った２施設におけるばいじんについては、法に定められた方法により適正に処理されており、当該基準は適用されません。

（４）廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水（表３(2)）

検査を行った２施設における放流水のダイオキシン類の測定結果は、全て維持管理の基準に適合していました。

また、検査を行った２施設における周縁地下水のダイオキシン類の測定結果は、全て地下水環境基準に適合していました※。

※　最終処分場からの影響の有無を判断するため、ダイオキシン類に係る地下水環境基準の値（１pg-TEQ/L）を参考としています。

２　今後の対応

今後とも工場・事業場への立入検査を継続して実施するとともに、排出基準、ばいじん等の処理に係る基準及び維持管理の基準の遵守状況を把握し、排出削減を指導していきます。

表１　大気基準適用施設の行政検査結果

（単位：ng-TEQ/m^3N）

番号	工場・事業場名	所　在　地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	排出基準
1	エス・エス・アルミ(株)新城工場	新城市有海字輪出 2-19	アルミニウム合金製造施設	2018/7/10	0.038	5
2	半田市クリーンセンター	半田市乙川末広町 50	廃棄物焼却炉	2018/5/31	0.0047	5
3	(株)オティックス　寺津工場	西尾市寺津町三ノ割 36-6	アルミニウム合金製造施設	2018/6/8	0.000071	1
4	田原リサイクルセンター炭生館	田原市緑が浜二号 2 番地 91	廃棄物焼却炉	2018/6/14	0.0059	5
5	五条川左岸浄化センター	小牧市小木地内	廃棄物焼却炉	2018/11/27	0.00048	1
6	近藤産興(株)　飛島工場	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 15	廃棄物焼却炉	2018/11/16	0.084	10
7	豊田ケミカルエンジアリング(株)	半田市日東町 1 番 30	廃棄物焼却炉	2018/11/1	0.038	1
8	犬山市都市美化センター	犬山市大字塔野地字田口洞 39-128	廃棄物焼却炉	2018/11/8	0.071	5

（注）１　ng（ナノグラム）：10 億分の１g
　　　２　TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

表２　水質基準適用事業場の行政検査結果

（単位：pg-TEQ/L）

番号	工場・事業場名	所　在　地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	排出基準
1	一宮市西部浄化センター	一宮市萩原町花井方字古川新田10	15-イ、18	2018/7/17	0.26	10
2	㈱シキボウ江南	江南市松竹町上野180	15-イ	2018/8/28	0.21	
3	東レ㈱東海工場	東海市新宝町31番地	7-イ、7-ロ、7-ハ、15-イ、15-ロ	2018/7/9	0.26	
4	三洋化成工業㈱名古屋工場	東海市新宝町31の1	15-イ	2018/7/9	2.9	

（注）１　pg(ピコグラム）：1兆分の1ｇ

２　TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

３　施設の種類の詳細は７ページ参照。

表３　廃棄物処理施設に係る行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻　　(単位 : ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん等の処理に係る基準（注１）	備考
東部知多衛生組合　東部知多クリーンセンター	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41 番地	一般廃棄物	ばいじん	2018/8/14	4.3	-	既設
			燃え殻	2018/8/14	0.021	3	既設
(有)木村建設産業廃棄物焼却施設	稲沢市稲島町茜部 40 番１	産業廃棄物	ばいじん	2018/12/4	15	-	既設
			燃え殻	2018/12/4	0.58	3	既設

(注) １　ばいじん等の処理に係る基準とは、これらの処分（再生することを含む。）を行う場合に適用される基準である。なお、既設施設（2000.1.14 以前に設置された施設）から発生したばいじん等について、定められた方法で処理する場合は、基準は適用されない（詳細は７ページ参照。）。

２　ng（ナノグラム）: 10 億分の１g

３　TEQ : ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水　　(単位 : pg-TEQ/Ｌ)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理の基準
東部知多衛生組合洲崎最終処分場	知多郡東浦町大字森岡字洲崎地内	一般廃棄物	放流水	2018/8/14	0.40	10
			周縁地下水	2018/8/14	0.83	(注１)
(公財)愛知臨海環境整備センター衣浦港３号地廃棄物最終処分場	知多郡武豊町字旭１番及び一号地 17 番２の地先公有水面	産業廃棄物	放流水	2018/8/7	0.00035	10
			周縁地下水	2018/8/7	0.00019	(注１)

(注) １　周縁地下水の測定結果については、最終処分場からの影響の有無を判断するため、ダイオキシン類に係る地下水環境基準の値（１pg-TEQ/L）を参考としている。

２　pg（ピコグラム）: １兆分の１g

３　TEQ : ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

＜参考１＞

表　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m^3N）

<table>
<tr><th rowspan="2">号番号</th><th rowspan="2" colspan="3">特定施設の種類</th><th colspan="3">設置年月日</th></tr>
<tr><th>～1997.12.1
（注1）</th><th>1997.12.2～
2000.1.14
（注2）</th><th>2000.1.15～</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="3">焼結鉱製造用焼結炉</td><td>1</td><td>1</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="3">製鋼用電気炉</td><td>5</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">亜鉛回収用施設</td><td>10</td><td>10</td><td>1</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">アルミニウム合金製造用施設</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5</td><td rowspan="4">廃棄物焼却炉</td><td colspan="2">４ｔ/時以上</td><td>1</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td colspan="2">２ｔ/時以上、４ｔ/時未満</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">２ｔ/時未満</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td></tr>
<tr><td></td><td>0.2ｔ/時未満かつ火格子面積が２m^2未満のもの</td><td>10</td><td>10</td><td>5</td></tr>
</table>

（注）１　法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

２　既設施設とは、2000年１月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

３　ng（ナノグラム）：10億分の１g

４　TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

＜参考２＞

表　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出水）

（単位：pg-TEQ/L）

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	１０
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ　硫酸濃縮施設　ロ　シクロヘキサン分離施設　ハ　廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ　水洗施設　ロ　廃ガス洗浄施設	
9	４－クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設　ロ　乾燥施設　ハ　廃ガス洗浄施設	
10	２，３－ジクロロ－１，４－ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設　ロ　廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ　ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ　ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ　ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ　熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ　廃ガス洗浄施設　ロ　湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ　精製施設　ロ　廃ガス洗浄施設　ハ　湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設　ロ　精製施設　ハ　廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ　廃ガス洗浄施設　ロ　湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　プラズマ反応施設　ロ　廃ガス洗浄施設　ハ　湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第１号から第１７号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

（注）１　pg（ピコグラム）：１兆分の１g

２　TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

＜参考３＞

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理に係る基準(ばいじん、燃え殻）及び廃棄物最終処分場の維持管理の基準

１　ばいじん等の処理に係る基準

ばいじん等の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が**３ng-TEQ/g以下**となるように処理しなければない。

（注）１　基準の適用対象となるばいじん等

（１）ばいじん（廃棄物焼却炉の集じん装置により集められたダスト。）

（２）燃 え 殻（廃棄物焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。）

２　既存施設（2000年１月14日以前に既に設置され、又は設置の工事がされていた施設）から排出されるばいじん等については、次に掲げる方法により処分を行う限り、この基準は適用されない。

（１）セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

（２）薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

（３）酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

２　最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の維持管理の基準は以下のとおり。

（１）　浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/L に適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を１年に１回以上実施すること。

（２）　最終処分場の周縁地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を１年に１回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、最終処分場からの影響の有無を判断するため、地下水環境基準の値 １pg-TEQ/L を参考としている。）